

各 地 方 整 備 局 殿

大 臣 官 房 長

「一般競争入札方式の拡大について」の一部改正について

入札談合の再発防止対策の見直しについては「国土交通省直轄工事における入札契約手続の効率化及び調査・監視の合理化等について」（平成31年3月27日付け国官会第23502号、国地契第58号）により通知したところであるが、このうち記1の事項を踏まえ、入札契約手続の効率化及び多様な入札契約方式の適用による担い手確保の促進等を図る観点から、次のとおり「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）の一部を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその表記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
1 対象工事及び実施方針 (1)・(2) (略) (削除)	1 対象工事及び実施方針 (1)・(2) (略) <u>(3)</u> 上記の規定にかかわらず、機械設備工事（「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第3第19号に掲げる機械設備工事をいう。）のうち水門設備に係るものについては、平成19年度当初から原則としてすべての工事に本手続を適用する（予定価格が6億8千万円以上の工事を除く。）。

附 則

この通知は、平成31年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。